

選挙運動公費負担の手引

(下田市選挙管理委員会)

令和5年3月作成

1 公費負担制度とは

国又は地方公共団体が選挙を行うに当たり、便宜を供与したり、候補者の選挙運動費用の一部を負担する制度です。お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的としています。

2 公費負担の種類

選挙運動に係る費用のうち、条例や法律で定められている、公費負担の対象となるものは次の4つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成
- (4) 選挙運動用通常葉書の交付・郵送

3 公費負担制度の考え方

公費負担制度は、条例等で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。また、公費負担金は候補者ではなく、候補者が契約を結んだ事業者等に対して支払われます。

4 供託物没収点

選挙に立候補する場合には、その選挙に応じた金額を供託金（供託物）として法務局に預ける必要があります。供託金は選挙期日後に返還されますが、候補者の得票が一定数（供託物没収点）に達しない場合には、その供託金は没収されます。供託金が没収された場合、公費負担を受けることができませんので注意してください。※通常葉書の交付・郵送は得票にかかわらず負担されます。

○供託物没収点

選挙の種別	定数	供託物没収点
下田市議会議員選挙	13人	選挙の有効投票総数÷定数（13人）×1/10
下田市長選挙	1人	選挙の有効投票総数÷定数（1人）×1/10

5 公費負担の限度額等

区分	契約等の相手方	公費負担限度の内訳	公費負担限度額
自動車使用	① ハイヤー契約 ※自動車、運転手及び燃料が一体となった契約	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車1日1台まで ・1日 64,500円以内 ×使用した日数（7日間以内） <p>※選挙運動期間中の使用に限る ※車両保険、看板、スピーカー設置等に係る費用は負担対象外</p>	451,500円
	ア.自動車借入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車1日1台まで ・1日 16,100円以内 ×使用した日数（7日間以内） <p>※選挙運動期間中の使用に限る ※車両保険、看板、スピーカー設置等に係る費用は負担対象外</p>	112,700円
	・レンタカー業者 ・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・1日1人まで ・1日 12,500円以内 ×運転した日数（7日間以内） <p>※選挙運動期間中の運転に限る</p>	87,500円
	イ.運転手雇用 個人 ※派遣等不可	<ul style="list-style-type: none"> ・1日1人まで ・1日 12,500円以内 ×運転した日数（7日間以内） <p>※選挙運動期間中の運転に限る</p>	87,500円
	ウ.燃料購入 燃料事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・7,700円×選挙運動期間日数（7日間） <p>※1日当たりの上限なし ※選挙運動期間中の給油に限る</p>	53,900円
	ビラ作成業者 ※業とする者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・枚数 市議会議員選挙 4,000枚以内 (市長選挙 16,000枚以内) ・単価 1枚7円73銭以内 	30,920円 (123,680円)
ポスター作成	ポスター作成業者 ※業とする者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・枚数 ポスター掲示場数以内(109枚) ・単価 1枚3,443円以内 <p>【単価計算式】※1円未満の端数切上げ $\begin{aligned} \text{単価} &= 316,250円 + 541円 \times 31\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数}) \\ &= \quad \quad \quad (\text{ポスター掲示場数}) \end{aligned}$ </p>	375,287円
葉書交付・郵送	郵便局 ※契約不要	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の枚数まで通常葉書の交付・郵送が無料となる。 ・無料となる枚数 市議会議員選挙2,000枚以内 (市長選挙 8,000枚以内) 	

自動車使用、ビラ作成及び ポスター作成

自動車使用、ビラ作成及びポスター作成の手続き

①有償契約の締結

公費負担の適用を受けようとする候補者は、業者等と事前に有償契約をしてください。

②契約届出書の提出

有償契約を結んだ場合、契約後直ちに契約届出書に契約書の写しを添付して、選挙管理委員会に提出してください。※立候補届出前に契約した場合には、立候補届出時に提出してください。

③確認申請書の提出

公費負担制度のうち、数量等に制限があるもの（燃料購入、ビラ作成及びポスター作成）については、確認申請が必要です。確認申請書は購入後（作成後）に選挙管理委員会に提出してください。※立候補届出前に作成した場合には、立候補届出時に提出してください。

④確認書の交付

数量等が制限の範囲内であることを選挙管理委員会が確認した場合、確認書を交付します。交付を受けた確認書は、契約業者等に提出してください。なお、確認書は、契約業者等が費用を請求する際に、請求書に添付する必要があります。※確認書は選挙期日の翌日以降に交付します。

⑤使用（作成）証明書の交付

契約届出をした候補者は、契約の履行後に、その実績に基づき、使用（作成）証明書を作成し、契約業者等に交付してください。なお、この使用（作成）証明書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

※立候補届出前に契約が履行されている場合には、立候補届出日以降に交付してください。

⑥費用の請求

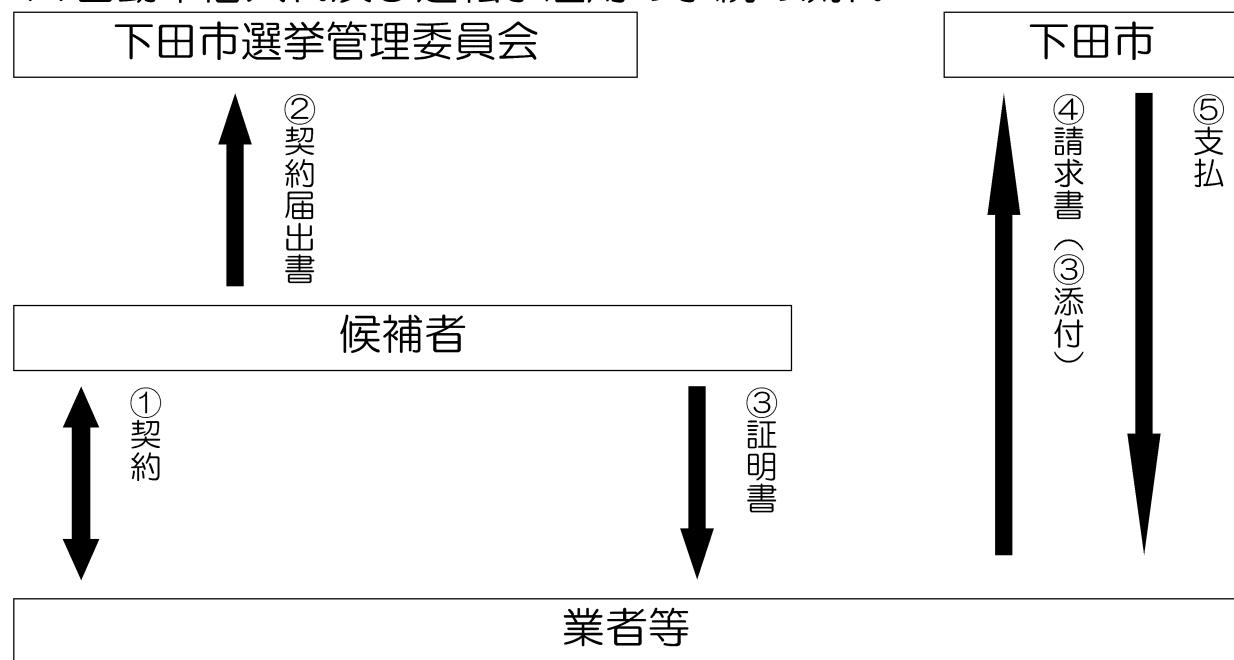
公費負担に係る費用は、契約業者等からの請求に基づき、下田市が契約業者等に直接支払います。請求書には使用（作成）証明書の添付が必要です。また、燃料購入、ビラ作成及びポスター作成の場合には、確認書も併せて添付する必要があります。

※燃料購入の場合は、さらに給油伝票の写しの添付が必要です。

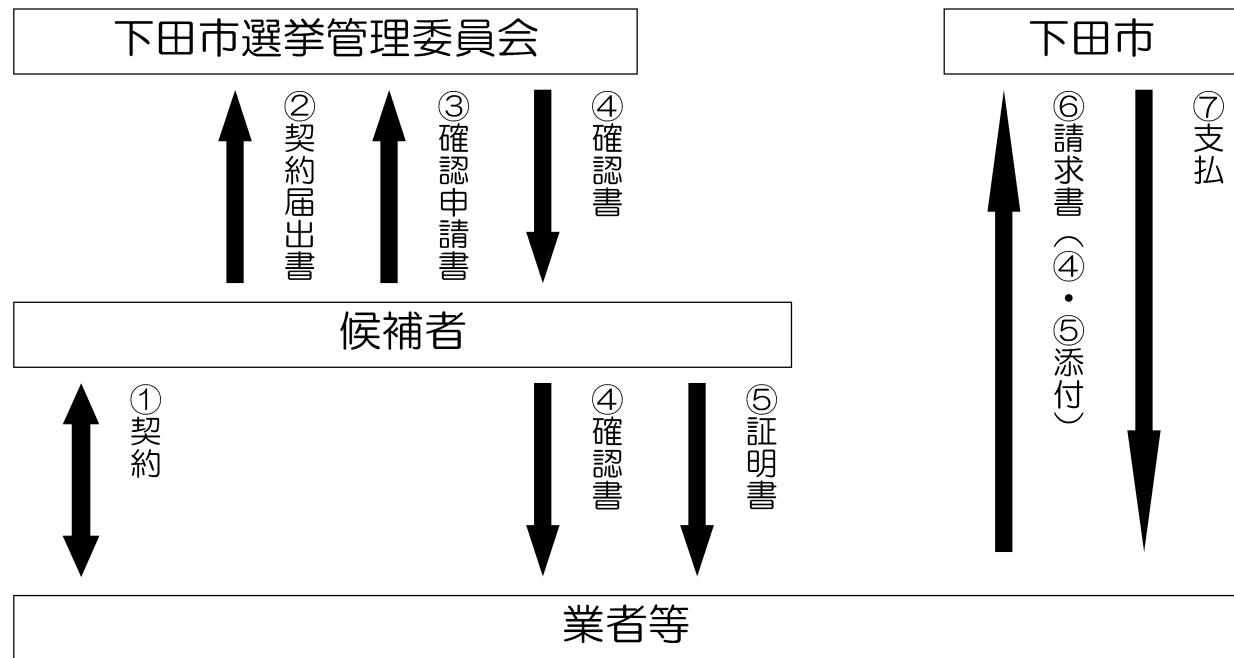
⑦費用の支払

請求書が速やかに提出された場合には、選挙期日の1か月後の支払いを想定します。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合には、公費負担の支払はできませんので注意してください。

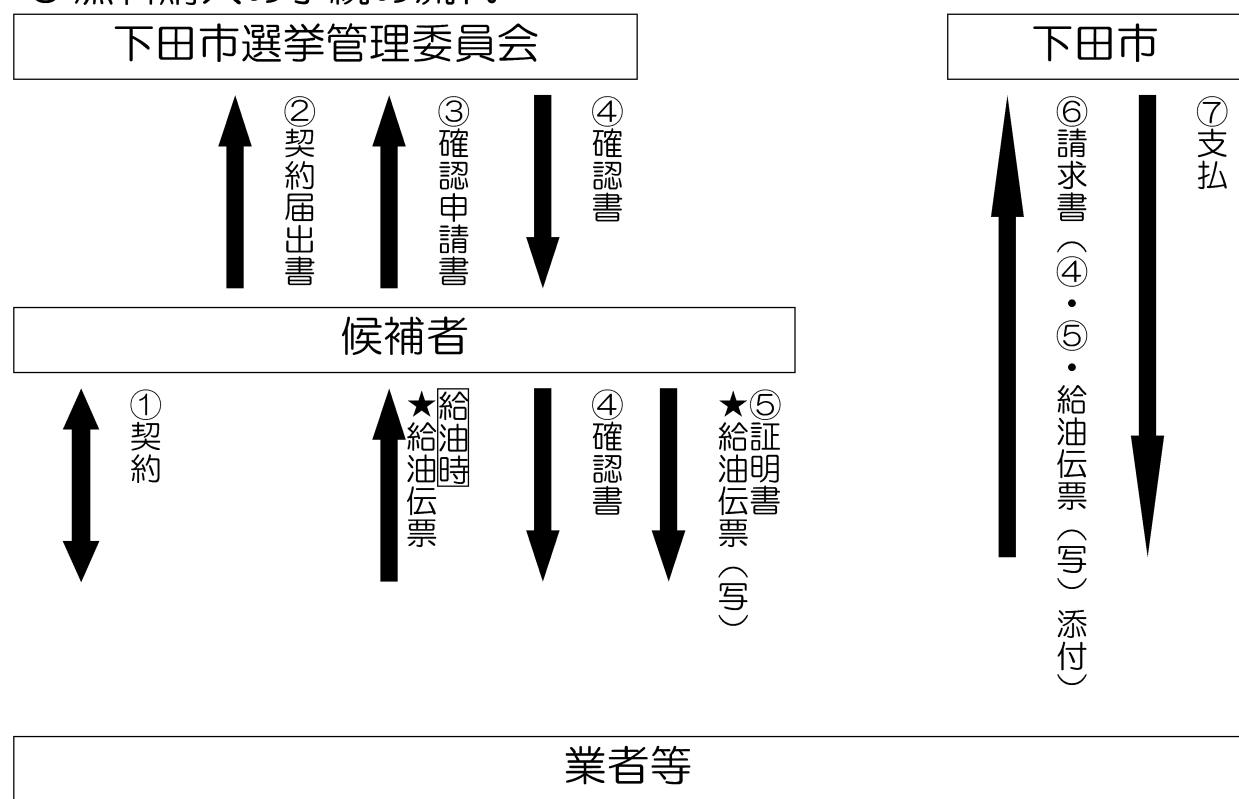
A 自動車借り入れ及び運転手雇用の手続の流れ



B ビラ作成及びポスター作成手続の流れ



C 燃料購入の手続の流れ



公費負担関係書類

①様式の定めがない書類

書類名	契約の時期の目安
契約書	立候補届出前

②様式の定めがある書類

区分	様式第	書類名	提出時期の目安	提出先	添付書類
自動車使用	1号	自動車使用契約届出書 その1（ハイヤー契約用） その2（個別契約用）	立候補届出のとき	候補者 →市選管	契約書（写）
	4号	自動車燃料代確認申請書	燃料供給終了後	候補者 →市選管	
	10号	自動車使用証明書（自動車）	自動車使用終了後	候補者 →業者等	
	11号	自動車使用証明書（運転手）	運転業務終了後	候補者 →運転手	
	12号	自動車使用証明書（燃料）	燃料供給終了後	候補者 →業者等	燃料供給業者から受領した 給油伝票（写）
	15号	請求書（自動車の使用） 別紙請求内訳書 その1（ハイヤー契約用） その2（自動車の借入れ） その3（運転手の雇用） その4（燃料の購入）	選挙期日後	業者等 →市長	自動車使用証明書(燃料代の 場合は自動車燃料代確認書及 び給油伝票（写）も添付)
ビラ作成	2号	ビラ作成契約届出書	立候補届出のとき	候補者 →市選管	契約書（写）
	5号	ビラ作成枚数確認申請書	立候補届出のとき	候補者 →市選管	
	13号	ビラ作成証明書	ビラ作成後 ※立候補届出以降	候補者 →業者等	
	16号	請求書（ビラの作成） 別紙請求内訳書	選挙期日後	業者等 →市長	ビラ作成証明書及びビラ作 成枚数確認書
ポスター作成	3号	ポスター作成契約届出書	立候補届出のとき	候補者 →市選管	契約書（写）
	6号	ポスター作成枚数確認申請書	立候補届出のとき	候補者 →市選管	
	14号	ポスター作成証明書	ポスター作成後 ※立候補届出以降	候補者 →業者等	
	17号	請求書（ポスターの作成） 別紙請求内訳書	選挙期日後	業者等 →市長	ポスター作成証明書及びポ スター作成枚数確認書

書類作成上の注意点

①提出書類の日付は全て、立候補届出日以降にしてください。ただし、
契約書の契約日、納入日等は届出日以前でも問題ありません。

②書類への氏名等の記入方法を整理すると以下のとおりです。

契約書	記名＋押印
請求書の請求者欄	記名＋押印
請求書の候補者氏名欄	記名
その他書類の候補者氏名欄	署名又は記名＋押印

※記名とは、氏名を印字、スタンプ等自署以外の方法で記載することを指します。

③修正が生じた場合は、修正内容が分かるよう、修正液・修正テープ等を使用せず、二重線を引いてその上から訂正印を押してください。訂正印は、契約書で使用している印を御使用ください。

④「消せるボールペン」や鉛筆等の修正が容易な筆記用具は使用しないでください。

⑤契約金額等は全て、税込で表示してください。

⑥「下田市に債権者登録等をしていない個人」に対する支払いの場合、
請求書へ通帳等の写しを添付してもらいます。該当する可能性がある
場合には、事前に選挙管理委員会に御確認ください。

⑦提出された公費負担に係る関係書類は、印影等の一部を除いて、情報
公開の対象となります。また、手続上は提出の必要のない書類（契約
書、見積書、納品書、給油伝票等）であっても、選挙期日から5年間
の保管をお願いします。

選挙公営関係書類記載例（選挙運動用自動車関係）

様式第1号その1（第2条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合)

ハイヤー契約用

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和〇年〇月〇日

令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

下田市選挙管理委員会委員長 様

候補者 下田太郎

契約年月日は立候補届日（告示日）の前でも問題ない

記

- ・署名又は記名押印
- ・通称ではなく戸籍氏名

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年 4月15日	○○市○○町△一△ 有限会社●●選挙企画 代表取締役 ▲▲吾郎	令和5年4月16日～ 令和5年4月22日	円 350,000	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第1号その2（第2条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による場合)

個別契約

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和〇年〇月〇日

令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

下田市選挙管理委員会委員長 様

記

候補者

下田太郎

- 署名又は記名押印
- 通称ではなく戸籍氏名

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年4月15日	○○市○○町△一△ 株式会社●●レンタカー 代表取締役 ▲▲一郎	令和5年4月16日 ～ 令和5年4月22日	円 105,000	
運転手の雇用	令和5年4月10日	○○市○○町△一△ ▲▲二郎	令和5年4月16日 ～ 令和5年4月22日	円 91,000	
燃料代	令和5年4月12日	○○市○○町△一△ 株式会社●●石油 代表取締役 ▲▲三郎	伊豆○○わ 1234	円 32,000	単価契約 160円/ヶ月
			燃料代の場合は、供給を受ける車の自動車登録番号又は車両番号		単価契約をした場合には、契約単価を記載

備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

自動車借上げ契約の参考例

契 約 書

下田市議会議員選挙候補者 下田太郎（以下「甲」という。）と株式会社●●レンタカー（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 使 用 目 的 公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 車両及び登録番号 OOOワゴン 伊豆〇〇わ1234

3 台 数 1台

4 使 用 期 間 令和5年4月16日から令和5年4月22日まで

5 契 約 金 額 105,000円（消費税込）

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

本契約に基づく契約金額については、乙は下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、下田市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、下田市に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は下田市には請求することができない。

8 本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上これを決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年4月15日

（甲） 下田市議会議員選挙候補者

住 所 O〇市〇〇町〇〇番〇〇号

氏 名 下田太郎

印

通称を使用する際に
も、戸籍氏名で必ず記
載してください。
※印も戸籍氏名

（乙） 住 所 O〇市〇〇町△一△

氏 名 株式会社●●レンタカー

代表取締役 ▲▲一郎

印

契約の履行後に、契約業者等に渡してください。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

候補者 記		下田太郎	
		• 署名又は記名押印 • 通称ではなく戸籍氏名	
運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	② 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		○○市○○町△一△ 株式会社●●レンタカー 代表取締役 ▲▲一郎	
自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
伊豆〇〇わ1234	令和5年4月16日～ 令和5年4月22日	105,000円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、一般乗用旅客自動車運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が下田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、一般乗用旅客自動車運送事業者等は、下田市に支払を請求することはできません。
- 4 同一日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、下田市に支払を請求することはできません。

下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇日

下田市長 様

自動車借入れ代、運転手代、燃料代の請求書様式は共通（様式第15号）ですが、費目ごとに分けて作成してください。なお、請求内訳書は費目ごとに様式が異なります

住 所

〒〇〇〇—〇〇〇〇
〇〇市〇〇町△—△

印

氏名又は名称

株式会社●●レンタカー
代表取締役 ▲▲一郎

（法人にあっては代表者氏名）

電話番号 0558-22-●●●●

記

1 請 求 金 額 105,000 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 令和5年4月23日執行下田市議会議員選挙

4 候補者の氏名

下田太郎

・通常ではなく戸籍氏名
・記名のみで良い

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	△△△△	本・支店名	△△
金融機関コード	△△△△△△△	支店コード	△△△
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	カ) ●●レンタカー		
口座名	株式会社●●レンタカー 代表取締役 ▲▲一郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、下田市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

ハイヤー契約の場合は
別紙その1を使用

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による場合)

(自動車の借入れ)

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年4月16日	15,000円	16,100円	15,000円	
令和5年4月17日	15,000円	16,100円	15,000円	
令和5年4月18日	15,000円	16,100円	15,000円	
令和5年4月19日	15,000円	16,100円	15,000円	
令和5年4月20日	15,000円	16,100円	15,000円	
令和5年4月21日	15,000円	16,100円	15,000円	
令和5年4月22日	15,000円	16,100円	15,000円	
計			105,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

運転手雇用契約の参考例

契 約 書

下田市議会議員選挙候補者 下田太郎（以下「甲」という。）と▲▲二郎（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転手雇用について、次のとおり契約を締結する。

- 1 業務内容 公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転
- 2 車両及び登録番号 ○○○ワゴン 伊豆○○わ1234
- 3 使用期間 令和5年4月16日から令和5年4月22日まで
- 4 契約金額 91,000円（消費税込）※1日あたり13,000円
- 5 請求及び支払い

本契約に基づく契約金額については、乙は下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、下田市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、下田市に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は下田市には請求することができない。

- 6 本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上これを決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年4月10日

（甲） 下田市議会議員選挙候補者

通称を使用する際にも、
戸籍氏名を必ず記載して
ください。
※印も戸籍氏名

住 所 ○○市○○町○○番○○号

氏 名 下田太郎

印

（乙） 住 所 ○○市○○町△一△

氏 名 ▲▲二郎

印

必ず個人と契約すること。
運転手派遣等は公費負担対象外。

契約の履行後に、契約業者等に渡してください。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

候補者 記	下田太郎 • 署名又は記名押印 • 通称ではなく戸籍氏名	
運転手の氏名及び住所	○○市○○町△一△ ▲▲二郎	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和5年4月16日	13,000円	
令和5年4月17日	13,000円	
令和5年4月18日	13,000円	
令和5年4月19日	13,000円	
令和5年4月20日	13,000円	
令和5年4月21日	13,000円	
令和5年4月22日	13,000円	
		限度額にかかわらず、実際の金額を記入
計	91,000円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が下田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、下田市に支払を請求することはできません。
- 4 同一日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 5 候補者の指定した運転手以外の運転手は、下田市に支払を請求することはできません。

請求書（選挙運動用自動車の使用）

下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇日

下田市長 様

自動車借入れ代、運転手代、燃料代の請求書様式は共通（様式第15号）ですが、費目ごとに分けて作成してください。なお、請求内訳書は費目ごとに様式が異なります。

住 所

〒〇〇〇—〇〇〇
〇〇市〇〇町△—△

▲▲二郎

印

氏名又は名称

（法人にあっては代表者氏名）

電話番号 0558-22-●●●●

記

1 請 求 金 額 87,500 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 令和5年4月23日執行下田市議会議員選挙

4 候補者の氏名

下田太郎

・通称ではなく戸籍氏名
・記名のみで良い

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	△△△△	本・支店名	△△
金融機関コード	△△△△△△△	支店コード	△△△
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	●●ジロウ		
口座名	▲▲二郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、下田市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請求内訳書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による場合)

(運転手の雇用)

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年4月16日	13,000円	12,500円	12,500円	
令和5年4月17日	13,000円	12,500円	12,500円	
令和5年4月18日	13,000円	12,500円	12,500円	
令和5年4月19日	13,000円	12,500円	12,500円	
令和5年4月20日	13,000円	12,500円	12,500円	
令和5年4月21日	13,000円	12,500円	12,500円	
令和5年4月22日	13,000円	12,500円	12,500円	
		計	87,500円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

請求できるのは限度額まで

燃料購入契約の参考例

契 約 書

下田市議会議員選挙候補者 下田太郎（以下「甲」という。）と株式会社●●石油（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法に定める選挙運動用自動車の燃料供給
- 2 車両及び登録番号 〇〇〇ワゴン 伊豆〇〇わ1234
- 3 予 定 数 量 200L —購入見込み量を記入
- 4 供 給 期 間 令和5年4月16日から令和5年4月22日まで
- 5 契 約 金 額 1L当たり 160円（消費税込） ※予定金額 32,000円
- 6 給 油 所 乙の経営する給油所において供給する。
- 7 請求及び支払い

本契約に基づく契約金額については、乙は下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、下田市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、下田市に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は下田市には請求することができない。

- 8 本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上これを決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年4月12日

(甲) 下田市議会議員選挙候補者

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

氏 名 下田太郎 

通称を使用する際にも、
戸籍氏名を必ず記載して
ください。
※印も戸籍氏名

(乙) 住 所 〇〇市〇〇町△一△

氏 名 株式会社●●石油



代表取締役 ▲▲三郎

様式第4号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の選挙運動用自動車燃料代につき、下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇年〇月〇日

令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

下田市選挙管理委員会委員長 様

記

候補者 下田太郎

- ・署名又は記名押印
- ・通称ではなく戸籍氏名

1 契約年月日 令和5年 4月 12日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

○○市○○町△一△ 株式会社●●石油 代表取締役 ▲▲三郎

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

伊豆○○わ1234

4 確認申請金額 29,600円

確認申請できるのは限度額まで
(53,900円)

区分	購入金額	左のうち確認済 又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)		
今 回 の 購 入 金 額 (b)	29,600円	29,600円
燃 料 代 計 (a) + (b)	29,600円	29,600円
備考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から下田市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

確認書の交付を受けたら、証明書
とともに契約業者等に渡してください。

確認番号 1

選挙運動用自動車燃料代確認書

下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、下記の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和〇年〇月〇日

下田市選挙管理委員会委員長

印

記

1 令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

2 候補者の氏名 下田太郎

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

伊豆〇〇わ1234

4 確認金額 29,600 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。
なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、下田市に支払を請求することはできません。

契約の履行後に、契約業者等に渡してください。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

- ・供給日ごとに記載してください。
- ・給油伝票と供給年月日、自動車登録番号等、供給量、金額が一致するようにしてください。
- ・1日に2回以上給油した場合には、別々に記入してください。

令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

記

候補者 下田太郎

- ・署名又は記名押印
- ・通称ではなく戸籍氏名

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		○○市○○町△一△ 株式会社●●石油 代表取締役 ▲▲三郎		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和5年4月16日	伊豆○○わ1234	30リッル	4,800円	
令和5年4月18日	伊豆○○わ1234	50リッル	8,000円	
令和5年4月19日	伊豆○○わ1234	25リッル	4,000円	
令和5年4月20日	伊豆○○わ1234	25リッル	4,000円	
令和5年4月20日	伊豆○○わ1234	30リッル	4,800円	
令和5年4月22日	伊豆○○わ1234	25リッル	4,000円	
		計	29,600円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が下田市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、下田市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

請求書（選挙運動用自動車の使用）

下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇日

下田市長 様

住 所

〒〇〇〇—〇〇〇
〇〇市〇〇町△—△
株式会社●●石油
代表取締役 ▲▲三郎
氏名又は名称
(法人にあっては代表者氏名)
電話番号 0558-22-●●●●

印

記

1 請 求 金 額 29,600 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 令和5年4月23日執行下田市議会議員選挙

4 候補者の氏名 下田太郎

- 通称ではなく戸籍氏名
- 記名のみで良い

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	△△△△	本・支店名	△△
金融機関コード	△△△△△△	支店コード	△△△
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	カ) ●●セキユ		
口座名	株式会社●●石油 代表取締役 ▲▲三郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、下田市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による場合)

(燃料代)

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
		円× リッル= 円			
令和5年 4月 16日	伊豆〇〇わ1234	160 円 × 30L=4,800 円			
令和5年 4月 18日	伊豆〇〇わ1234	160 円 × 50L=8,000 円			
令和5年 4月 19日	伊豆〇〇わ1234	160 円 × 25L=4,000 円			
令和5年 4月 20日	伊豆〇〇わ1234	160 円 × 25L=4,000 円			
令和5年 4月 20日	伊豆〇〇わ1234	160 円 × 30L=4,800 円			
令和5年 4月 22日	伊豆〇〇わ1234	160 円 × 25L=4,000 円			
	計	29,600 円	53,900 円	29,600 円	

1日あたり 7,700 円を超えてても良い

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

注 燃料代の場合、請求書と請求内訳書に給油伝票の写しを添付していただきますが、給油伝票については次の点に注意してください。

- ・契約業者の給油所から発行されたものと確認できること
- ・給油日、給油した自動車登録番号又は車両番号(以下「自動車ナンバー」という。)の下4桁の数字、給油量、給油金額が確認できること(手書きでも可)
- ・給油日、自動車ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること

選挙公営関係書類記載例（選挙運動用ビラ関係）

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和〇年〇月〇日

令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

下田市選挙管理委員会委員長 様

記

候補者 下田太郎

- 署名又は記名押印
- 通称ではなく戸籍氏名

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年 3月28日	○○市○○町△一△ 有限会社●●印刷 代表取締役 ▲▲花子	枚 5,000	円 30,000	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

ビラ作成契約書の参考例

契 約 書

下田市議会議員選挙候補者 下田太郎（以下「甲」という。）と株式会社●●印刷（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法に定める選挙運動用ビラ
- 2 数 量 5,000枚
- 3 納 入 期 限 令和5年4月10日まで
- 4 契 約 金 額 30,000円（消費税込）
- 5 請求及び支払い

本契約に基づく契約金額については、乙は下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、下田市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、下田市に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は下田市には請求することができない。

- 6 本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上これを決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年3月28日

通称を使用する際にも、戸籍氏名を必ず記載してください。
※印も戸籍氏名

（甲） 下田市議会議員選挙候補者

住 所 ○○市○○町○○番○○号

氏 名 下田太郎

印

（乙） 住 所 ○○市○○町△一△

氏 名 株式会社●●印刷

代表取締役 ▲▲花子

印

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇年〇月〇日

令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

下田市選挙管理委員会委員長 様

候補者 下田太郎

記

- ・署名又は記名押印
- ・通称ではなく戸籍氏名

1 契約年月日 令和5年 3月 28日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

○○市○○町△一△ 株式会社●●印刷 代表取締役 ▲▲花子

3 確認申請枚数 4,000枚

確認申請できるのは限度枚数まで
(4,000枚)

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)		
今回の枚数(b)	4,000枚	4,000枚
枚数計(a)+(b)	4,000枚	4,000枚
備考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から下田市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認書の交付を受けたら、証明書とともに
契約業者等に渡してください。

確認番号 1

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定に基づき、下記の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和〇年〇月〇日

下田市選挙管理委員会委員長

印

記

1 令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

2 候補者の氏名 下田太郎

3 確認枚数 4,000枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、下田市に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和 5 年 4 月 23 日執行 下田市議会議員選挙

記	候補者 下田太郎 • 署名又は記名押印 • 通称ではなく戸籍氏名
ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	○○市○○町△—△ 株式会社●●印刷 代表取締役 ▲▲花子
作成枚数	5, 000 枚
作成金額	30, 000 円

限度枚数にかかわらず、実際の作成枚数を記入

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が下田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、下田市に支払を請求することはできません。

請求書（選挙運動用ビラの作成）

下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇日

下田市長 様

住 所

氏名又は名称

(法人にあっては代表者氏名)

電話番号 0558-22-●●●●

記

〒〇〇〇—〇〇〇
〇〇市〇〇町△—△
株式会社●●印刷
代表取締役 ▲▲花子

印

1 請 求 金 額 24,000円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 令和5年4月23日執行下田市議会議員選挙

4 候補者の氏名

下田太郎

- ・通称ではなく戸籍氏名
- ・記名のみで良い

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	△△△△	本・支店名	△△
金融機関コード	△△△△△△△	支店コード	△△△
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	カ) ●●インサツ		
口座名	株式会社●●印刷 代表取締役 ▲▲花子		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、下田市に支払を請求することはできません。

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
6	5,000	30,000	7.73	4,000	30,920	6	4,000	24,000	

備考

- 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

選挙公営関係書類記載例（選挙運動用ポスター関係）

様式第3号（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和〇年〇月〇日

令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

下田市選挙管理委員会委員長 様

記

候補者 下田太郎

- ・署名又は記名押印
- ・通称ではなく戸籍氏名

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年 4月1日	○○市○○町△一△ 有限会社●●印刷 代表取締役 ▲▲花子	枚 150	円 150,000	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

ポスター作成の参考例

契 約 書

下田市議会議員選挙候補者 下田太郎（以下「甲」という。）と株式会社●●印刷（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

2 数 量 150枚

3 納 入 期 限 令和5年4月10日まで

4 契 約 金 額 150,000円（消費税込）

5 請求及び支払い

本契約に基づく契約金額については、乙は下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、下田市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、下田市に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は下田市には請求することができない。

6 本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上これを決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、双方が記名押印の上各自1通を保有する。

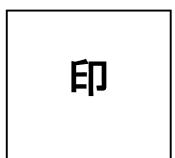
令和5年4月1日

（甲） 下田市議会議員選挙候補者

通称を使用する際にも、
戸籍氏名を必ず記載して
ください。
※印も戸籍氏名

住 所 ○○市○○町○○番○○号
氏 名 下田太郎 

（乙） 住 所 ○○市○○町△一△

氏 名 株式会社●●印刷
代表取締役 ▲▲花子 

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇年〇月〇日

令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

下田市選挙管理委員会委員長 様

記

候補者 下田太郎

- ・署名又は記名押印
- ・通称ではなく戸籍氏名

1 契約年月日 令和5年 4月 1日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

○○市○○町△一△ 株式会社●●印刷 代表取締役 ▲▲花子

3 確認申請枚数 109枚

確認申請できるのは限度枚数まで
(109枚)

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)		
今回の枚数(b)	109枚	109枚
枚数計(a)+(b)	109枚	109枚
備考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から下田市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認書の交付を受けたら、証明書とともに
契約業者等に渡してください。

確認番号 1

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条の規定に基づき、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和〇年〇月〇日

下田市選挙管理委員会委員長

印

記

1 令和5年4月23日執行 下田市議会議員選挙

2 候補者の氏名 下田太郎

3 確認枚数 109枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、下田市に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和 5 年 4 月 23 日執行 下田市議会議員選挙

記		候補者 下田太郎
		・署名又は記名押印 ・通称ではなく戸籍氏名
ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	○○市○○町△—△ 株式会社●●印刷 代表取締役 ▲▲花子	
作成枚数	150 枚	
作成金額	150,000 円	
当該選挙区におけるポスター掲示場数	109 箇所	
限度枚数にかかわらず、実際の作成枚数を記入		

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が下田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、下田市に支払を請求することはできません。

請求書（選挙運動用ポスターの作成）

下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 13 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇日

下田市長 様

住 所

氏名又は名称

（法人にあっては代表者氏名）

〒〇〇〇—〇〇〇
〇〇市〇〇町△—△
株式会社●●印刷
代表取締役 ▲▲花子

印

（電話番号 0558-22-●●●●）
記

1 請 求 金 額 109,000円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 令和5年4月23日執行下田市議会議員選挙

4 候補者の氏名

下田太郎

・通称ではなく戸籍氏名
・記名のみで良い

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	△△△△	本・支店名	△△
金融機関コード	△△△△△△△	支店コード	△△△
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	カ) ●●インサツ		
口座名	株式会社●●印刷 代表取締役 ▲▲花子		

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、下田市に支払を請求することはできません。

請求内訳書

選挙区におけるボスター掲示場数	作成金額				基準限度額				請求金額				備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	単価 円	枚数 枚	金額 円	
109箇所	1,000	150	150,000	3,443	109	375,287	1,000	109	109,000	円	枚	円	

(A) 欄と(D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

(B) 欄と(E) 欄とを比較してない方の枚数を記載してください。

1 ボスター掲示場数の欄には、選挙運動用ボスター作成証明書の「当該選挙区におけるボスター掲示場数」を記載してください。

2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G) 欄には、(A) 欄と(D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H) 欄には、(B) 欄と(E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用通常葉書 の交付・郵送

選挙運動用通常葉書交付・郵送の手続き

①使用証明書交付願の申請

無料で選挙運動用通常葉書（以下「通常葉書」という。）を使用したい場合には、立候補届出時に選挙運動用通常葉書使用証明書交付願を選挙長に申請してください。

②証明書及び差出票の交付

選挙長は候補者に候補者用通常葉書使用証明書（以下「証明書」という。）を1枚、選挙運動用通常葉書差出票（以下「差出票」という。）を市議会議員選挙の場合は10枚（市長選挙の場合は40枚）交付します。

③通常葉書への選挙表示

日本郵便㈱下田郵便局において証明書を提示することで、以下のどちらかを選択することができます。

A：選挙用である旨の表示（以下「選挙表示」という。）のある官製葉書の交付

B：印刷済みの私製葉書への選挙表示

※A+B=市議会議員選挙の場合は2,000枚まで（市長選挙の場合は8,000枚まで）

④通常葉書の差出

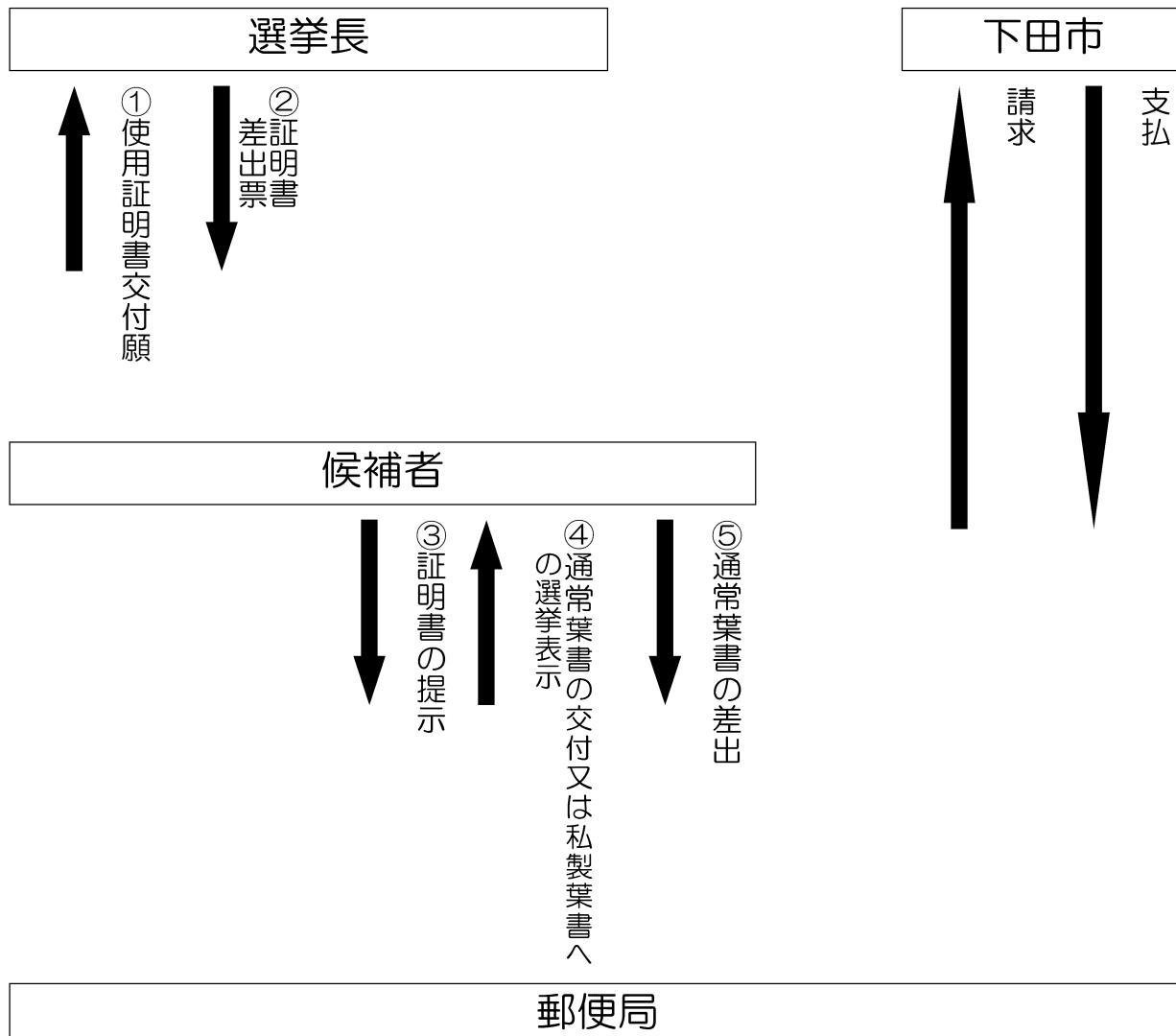
選挙表示のある通常葉書は、差出票を添えて差出してください。差出票1枚で200枚の葉書を差出すことができます。

なお、選挙表示のある通常葉書は、必ず日本郵便㈱下田郵便局の「ゆうゆう窓口」に提出してください。※ポストに投函しても配達されません。

◎注意事項

- ・書き損じたり、破れてしまった場合は、交換が可能です。この場合も、日本郵便㈱下田郵便局で、証明書を提示の上、交換してください。
- ・通常葉書は、書留、速達等、特殊取扱として差し出すことはできません。
- ・選挙期日に切迫して差し出した場合、選挙運動期間内に配達されないこともありますから、御注意願います。
- ・宛名の記載が不明瞭な場合などで、差出人に還付された通常葉書は、表面の見やすい所に「再差出」と朱記し、他の新たに差し出す葉書と同様に差出票を添えて差し出すことができます。（ただし、新たな差し出しとして取り扱われますので、制限枚数の範囲内でなければなりません。）
- ・通常葉書の記載内容については制限がありません。
- ・通常葉書を掲示したり、配布したりすることは禁じられています。また、事業所等に対し「〇〇御中」と記載して郵送することは、回覧されるおそれがあり、文書の回覧の禁止に当たるとされています。

通常葉書交付・郵送の手続きの流れ



選挙運動用通常葉書使用証明書交付願

令和5年4月23日執行下田市議会議員選挙において、公職選挙法第142条による通常葉書2,000枚を使用できる者であるとの証明書を交付願います。

令和〇年〇月〇日

下田市議会議員選挙 選挙長 様

- ・使用予定枚数の記入は必要ない
- ・証明書の交付を受けても、葉書を差し出すかどうかは自由

候補者氏名 下田太郎

- ・署名又は記名押印
- ・通称ではなく戸籍氏名

候補者用通常葉書使用証明書

選挙区 下田市議会議員選挙区

候補者氏名 **下田太郎**

上記の者は、令和5年4月23日執行の下田市議会議員選挙の候補者であって、公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができる者であることを証明する。

令和〇年〇月〇日

下田市議会議員選挙
選挙長 ○○ ○○

印

選挙用の表示をする支店名			日本郵便株式会社 下田郵便局	
支店名及び月日	区別	枚数	取扱者印	備 考
		枚		
		枚		
		枚		
		枚		
		枚		

選挙運動用通常葉書差出票

差出票番号 第1－1号

発行者氏名 下田市議会議員選挙長印

候補者氏名 下田太郎

市議会議員選挙の場合は10枚交付される。
※市長選挙の場合は40枚

この差出票による差出制限枚数 200通

差出月日	差出通数	差出合計数	備 考
令和5年4月17日	100	100	
令和5年4月18日	100	200	

* 備考欄は、郵便局で使用する欄ですから記入しないでください。

1 使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が200通以内となるまで、同一のものを差出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が200通を超えることとなるときは、その超える分につき200通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に400通以上を差し出すときは、200通の整数倍となる通数につき200通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に200通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと

2 郵便物差出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて日本郵便㈱下田郵便局の「ゆうゆう窓口」に差し出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。